

# 業務規程変更案の概要について (第 1 号議案説明資料)

2021年5月20日

電力広域的運営推進機関

- 容量市場における容量オークションの見直しに向けた議論を踏まえて対応するため、業務規程を変更します。
- 主な変更のポイントは以下のとおりです。背景、変更内容等については、スライド2以降にて説明します。なお、以下の変更以外に、技術的な規定の変更等も実施しております。
  1. 容量市場における容量オークションに関する規定の変更（業務規程）【スライド2～5】
    - 容量オークションの募集等に関する変更

容量市場の2024年度分の供給力の調達を行うメインオークションの結果を踏まえ、国の審議会（※）において、2025年度分以降のオークションに向け、メインオークションにおける調達量の考え方や、容量市場の新規導入による小売電気事業者の事業環境の激変緩和の観点から導入された現行の経過措置に替わる新たな措置等について検討が行われてきた。

※ 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会



国の審議会における検討の結果、2025年度以降を実需給年度とする容量オークションについて、

- ・メインオークションと追加オークションによる供給力の確保の仕組み  
（実需給年度の至近まで、稼働を見通せない電源等にも取引の機会を与える）
- ・小売事業環境の激変緩和に対する経過的な減額措置  
（現行の経過措置を廃止し、落札電源等に対する支払額を減額する新たな激変緩和措置を講じる）

等について見直しを行う方向となった。

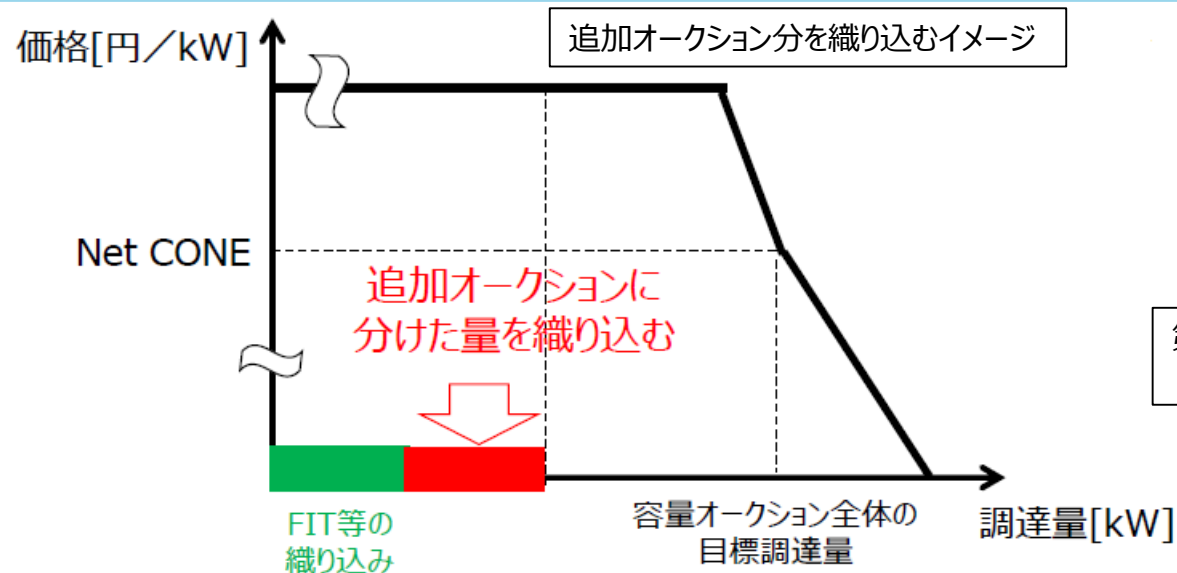


2025年度以降を実需給年度とする容量オークションの見直しに向けた議論を踏まえ、メインオークションや追加オークションによる供給力の確保の仕組みや小売事業環境の激変緩和に対する経過的な減額措置（経過措置）について、規定の変更が必要

## 国の審議会で議論中の内容

- 4年前には稼働が見通せないが、実需給が近づくと稼働が見通せる電源が存在する(例えば、自家発電やDR、未稼働の原子力)。
- そのような供給力を確保するためにも、メインオークションでは全量を調達せずに、追加オークションで調達することも考慮すべきといったご意見があった。
- 実需給年度の至近まで、稼働を見通せない電源等にも取引の機会を与えるため、追加オークションでの調達を前提とする案が望ましいのではないか。
- 具体的には、DRの増加が期待されること、自家用発電設備の容量市場への参加や未稼働原子力の稼働などにより、一定の供給力の確保が期待できることを考慮し、来年度オークションにおいては、H3需要の2%分をメインオークションの調達量から減少させた上で、追加オークションで調達することとしてはどうか。
- また、追加オークションでの調達量については、発動指令電源で1%、安定電源で1%を基本としつつ、需要や供給力変動、実需給年度の2年前に実施される発動指令電源の実効性テストの結果等を踏まえた上で、追加オークションで調達する量を決定することとしてはどうか。

第48回制度検討作業部会(2021年3月26日)資料3より抜粋・修正



第30回容量市場の在り方等に関する検討会(2021年3月16日)資料3より抜粋・修正

国の審議会で議論中の内容

電源の経過年数に  
応じた減額

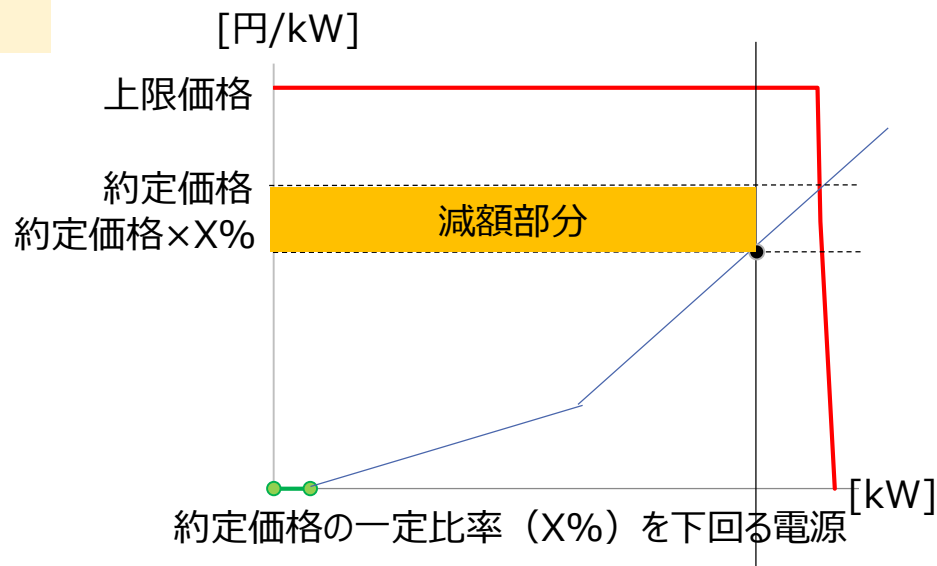
2010年度末以前に建設された電源に対する支  
払額を一定比率減額



入札内容に  
応じた減額

価格に応じた減額

第49回制度検討作業部会  
(2021年4月15日) 資料3より抜粋・修正



※上記内容は、今後の国の審議会等の見直しに向けた議論等を踏まえ、変更となる可能性があります。



よって、国の審議会等の見直しに向けた議論を踏まえ、激変緩和措置を反映できるよう、「具体的な算出方法は、容量オークションの募集要綱にて定める」旨、業務規程で規定

[変更内容]

(メインオークションと追加オークションによる供給力の確保)

- 2025年度以降を実需給年度とする容量オークションにおいて、メインオークションにより確保する供給力の募集量を、「必要供給力の全量」から、「メインオークション募集要綱で定める供給力」へ変更する旨規定
- あわせて、追加オークションについて、「必要供給力」に対して実施する旨規定

(経過措置)

- 小売事業環境の激変緩和のための容量確保契約金額の算出方法について、容量オークションの募集要綱に定める旨規定

【業務規程第32条の2】<変更>

【業務規程附則（令和2年3月30日）第7条】<変更>

【業務規程附則（令和 年 月 日）第2条】<新設>